

# 山形市立南沼原小学校校舎等改築事業

## 実施方針

2018年12月19日

山 形 市



山形市（以下「市」という。）は、山形市立南沼原小学校校舎等改築事業（以下「本事業」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用を図るため、『民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律』（平成 11 年法律第 117 号。以下「P F I 法」という。）に基づく事業として実施することを予定している。

本事業に関し、P F I 法に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の選定を行うに当たって、P F I 法第 5 条第 1 項の規定により実施方針を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公表する。

## 目 次

第 1	特定事業の選定に関する事項	1
1	事業内容に関する事項	1
2	特定事業の選定及び公表に関する事項	4
第 2	事業者の募集及び選定に関する事項	5
1	事業者選定に関する基本的事項	5
2	事業者の募集及び選定の手順に関する事項	6
3	入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
4	提案書類の取扱い	14
5	特別目的会社（SPC）との契約手続き	15
第 3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	16
1	基本的考え方	16
2	予想されるリスクと責任分担	16
3	市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	16
4	事業終了後の措置	17
第 4	立地並びに規模及び配置に関する事項	18
1	基本条件	18
2	整備施設概要	19
3	南沼原小学校の現校舎等の概要	19
第 5	事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	21
1	基本的な考え方	21
2	管轄裁判所の指定	21
第 6	事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	22
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	22
2	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	22
3	金融機関（融資団）と市の協議	22
第 7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	23
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	23
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	23
3	その他の支援に関する事項	23
第 8	その他特定事業の実施に関し必要な事項	24
1	議会の議決	24
2	応募に伴う費用負担	24
3	問合せ先	24
別紙 1	リスク分担表（案）	25
別紙 2	事業用地位置図	27
様式 1	実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会・現地説明会参加申込書	28
様式 2	実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話参加申込書	29
様式 3	実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話意見書	30

様式4	実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書 .....	31
様式5	実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書 .....	32

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

山形市立南沼原小学校校舎等改築事業

#### (2) 公共施設等の管理者の名称

山形市長 佐藤孝弘

#### (3) 事業の目的

山形市立南沼原小学校（以下、「南沼原小学校」という。）は、明治36年4月に、沼木尋常小学校、南館尋常小学校、南沼原高等小学校の3校の統合により、南沼原尋常小学校として設立され、南沼原地区の学び舎として110年の歴史を有する学校である。

現在の南沼原小学校の学校施設は、昭和46～54年度に校舎や屋内運動場が建設され、その後、プールやプレハブ校舎等を段階的に増築してきた。児童数が多く、増築を繰り返してきたため、過大規模により施設利用上の不便が生じている。教育環境改善を図るため、校舎等の改築が必要となっている。

このような背景のもと、平成30年3月に「山形市立南沼原小学校校舎等改築基本構想」が策定され、南沼原小学校の校舎等の改築に係る基本的な方針を定めた。

#### 「基本構想」を踏まえた「改築にあたっての基本的な方針」

- ①安全・安心で良質な施設環境の確保
- ②高度情報化への対応
- ③施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインへの配慮
- ④心身の健康への配慮
- ⑤環境への配慮
- ⑥地域開放を前提とし、地域との関わりを持った学校づくりの推進
- ⑦避難施設としての防災機能の確保

本事業は、基本構想の基本的な方針を実現する魅力ある学校環境の整備を目的とし、南沼原小学校の校舎等（以下、「本施設」という。）の改築及びその後の維持管理に当たり、民間事業者の創意工夫の発揮によって、魅力ある学校環境の整備を実現し、かつ、効率的かつ効果的な実施による市の財政負担の縮減等を期待し、PFI法に基づき実施するものである。

また、本事業が、地域経済の活性化に寄与する事業となることを期待している。

#### (4) 事業方式

本事業は、PFI法に基づき実施するものとし、市と事業者の間で締結する特定事業契約（以下「事業契約」という。）に従い、事業者は、本施設的设计・建設業務を行った後、市に所有権を移転し、事業期間中において維持管理業務を実施するBTO方式（Build Transfer Operate）とする。

## (5) 事業範囲

事業者は、新校舎等の移転予定地（以下、「建設予定地」という。）に本施設を整備し、移転後、現在の南沼原小学校の敷地（以下、「現小学校敷地」という。）にある現在の校舎、屋内運動場、プール等（以下、「既存校舎等」という。）の解体・撤去を行う。維持管理業務の対象は事業用地全体を基本とする。

事業者が行う本事業の業務範囲は、次のとおりである。なお、業務範囲の詳細については、要求水準書で明らかにする。

### ① 設計業務

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
- ウ 各種申請等業務
- エ 交付金申請補助業務

### ② 建設業務

- ア 建設工事業務
- イ 什器備品設置業務
- ウ 工事監理業務
- エ 既存校舎等の解体・撤去業務

### ③ 維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 外構等保守管理業務
- エ 環境衛生・清掃業務
- オ 保安警備業務
- カ 修繕業務

## (6) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

### ① 設計、建設業務の対価

市は、事業者が実施する設計及び建設業務の対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約に定める額を割賦方式により支払う。ただし、既存校舎等の解体・撤去業務のサービスの対価については、当該業務終了後から支払いを開始するものとする。

なお、本事業では、公立学校施設整備費負担金（文部科学省）、学校施設環境改善交付金（文部科学省）及び起債等の活用を想定しており、公立学校施設整備費負担金、学校施設環境改善交付金及び起債等については、市への所有権移転後一括で支払う。

### ② 維持管理業務の対価

市は、事業者が実施する維持管理業務の対価について、市への所有権移転後、事業期間

終了までの間に事業契約に定める額を支払う。

**(7) 光熱水費の負担**

維持管理業務の実施に係る光熱水費は、本市が負担する。本事業は、環境負荷低減に寄与する事業とするため、可能な限り光熱水費の削減を図るように業務を実施すること。

**(8) 事業スケジュール（予定）**

事業のスケジュール（予定）は次のとおりである。

基本協定の締結	2019年10月
特定事業仮契約の締結	2019年11月
事業契約に係る議会議決（本契約締結）	2019年12月
設計・建設期間	事業契約締結日～2022年10月31日
本施設の引渡し	2022年10月31日
本施設の供用開始	2022年11月1日
既存校舎等の解体・撤去期間	2023年1月4日～2023年9月30日
維持管理期間	2022年10月31日～2038年3月31日
本事業の終了	2038年3月31日

※なお、市は、本施設の引渡し後、2022年11月上旬に既存校舎からの引越しを行い、2022年11月中旬に新校舎での授業を開始する予定である。

**(9) 事業の実施に必要と想定される根拠法令等**

本事業を実施するに当たって、事業者は関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準備すること。

## 2 特定事業の選定及び公表に関する事項

### (1) 選定基準

市は、本事業を市が自ら実施する従来型の事業として実施した場合とPFI事業として実施した場合を比べ、本事業をPFI事業として実施することにより、事業期間を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合に、PFI法第7条に基づき本事業を特定事業に選定する。

### (2) 選定方法

市の財政負担額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。

公共サービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には、客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

### (3) 選定手順

市は、次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を公表する。

- ① コスト算出による定量的評価
- ② 事業者に移転されるリスクの検討
- ③ PFI事業として本事業を実施することの定性的評価
- ④ 上記の結果を踏まえた総合的評価

### (4) 選定結果の公表

本事業を特定事業として選定した場合には、その判断の結果を評価内容と併せて速やかに公表する。事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき特定事業の選定を行わないこととした場合も、同様に公表する。

なお、結果は市ホームページ等により公表する。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者選定に関する基本的事項

#### (1) 基本的な考え方

本事業は、設計・建設段階から維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者の効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定する必要があることから、事業者の選定に当たっては、市の負担額、提案されるサービス内容をはじめ、設計能力、建設能力、維持管理能力及び資金調達能力等を総合的に評価することとする。

#### (2) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性・透明性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行うものとする。

#### (3) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階で実施する。

なお、提案書類の提出方法等については、入札公告時に明らかにする。

##### ① 資格審査

入札参加者に対し、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出を求める。

##### ② 提案審査

資格審査通過者に対し、事業計画、設計業務、建設業務、維持管理業務、入札参加者独自提案、提案価格に関する提案内容を記載した提案書類及び入札書等の提出を求める。

#### (4) 検討委員会の設置

市は市職員により構成される「山形市立南沼原小学校校舎等改築事業者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

なお、検討委員会は、学識経験者に検討委員会への出席を求め、意見を聴くこととする。

検討委員会の委員及び出席を求める学識経験者は、以下のとおりである。なお、委員会は非公開とする。

市は、検討委員会の検討結果をもとに落札者を決定する。

#### 【委員】

委員長	齋藤 順治	副市長
委員	伊藤 浩之	企画調整部長
	渋谷 誠一	まちづくり推進部長
	阿部 謙一	教育部長

【意見を招請する学識経験者】

学識経験者	山畑 信博	東北芸術工科大学 デザイン工学部 建築・環境デザイン学科 教授
	中井 義時	山形大学大学院 教育実践研究科 准教授
	柏原 滋	日本政策投資銀行 東北支店 次長

(5) 入札の中止等

競売入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

(6) 落札者の決定及び公表

2019年10月頃に落札者を決定し、市ホームページにおいて公表する。

(7) 落札者を決定しない場合

事業者の募集及び選定の過程において、入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者も市の財政負担額の縮減が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合は、特定事業の選定を取り消すこととし、その旨を速やかに市ホームページにおいて公表する。

2 事業者の募集及び選定の手順に関する事項

(1) 事業者の募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たっては、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

実施方針及び要求水準書（案）の公表	2018年12月19日（水）
実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会・現地説明会	2018年12月27日（木）
実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話	2019年1月10日（木）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付	2018年12月19日（水）～ 2019年1月22日（火）
実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答 公表	2019年2月中旬
特定事業の選定・公表	2019年3月中旬
入札公告（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本 協定書（案）、事業契約書（案）の公表）	2019年4月上旬
入札説明書等に関する質問の受付	2019年4月
入札説明書等に関する個別対話	2019年5月

入札説明書等に関する質問の回答	2019年5月
資格審査の受付	2019年7月
入札及び提案書類の受付	2019年8月
落札者の決定及び公表	2019年10月
基本協定の締結	2019年10月
特定事業仮契約の締結	2019年11月
事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）	2019年12月

## (2) 実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会・現地説明会について

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会・現地説明会の実施については、次のとおりとする。

### ① 説明会開催日及び現地説明会開催場所

日 時：2018年12月27日（木）午後2時から午後4時まで

場 所：山形市立南沼原小学校 音楽室

資 料：参加に当たっては、市ホームページから、実施方針等をダウンロードして持参すること。（[www.city.yamagata-yamagata.lg.jp](http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp)）

### ② 申込方法

「実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会・現地説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「説明会参加申込書」と記載すること。

### ③ 参加申込期限

2018年12月26日（水） 午後3時まで

### ④ 送付先

山形市教育委員会管理課

E-Mail： [kyouiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp](mailto:kyouiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp)

## (3) 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話

### ① 対話の目的

事業者の意見を聴取し、必要に応じて特定事業の選定や入札説明書等に反映することを目的として、本市と事業者との個別対話を実施する。

### ② 個別対話開催日及び開催場所

a 開催日時：2019年1月10日（木）

b 開催場所：山形市役所 701B 会議室

### ③ 対話参加者

本事業の入札参加者となることを予定している事業者とし、参加人数は5名以内とする。

なお、入札参加グループの組成を予定している複数社で出席することも可とし、この場合の参加人数は合計で10名以内とする。

④ 申込方法

「実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話参加申込書」（様式2）及び「実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話意見書」（様式3）に必要事項を記載の上、電子メールにて提出すること。電子メールの件名には「個別対話参加申込書」と記載すること。

⑤ 参加申込期限

2019年1月7日（月） 午後5時まで

⑥ 送付先

山形市教育委員会管理課

E-Mail : kyouiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

⑦ 対話による共有認識事項・質問回答等の公表

対話を実施した結果、競争上、認識を共有する必要がある事項については、対話による共有認識事項・質問回答等として、市ホームページへの公表を行う。ただし、入札参加者の提案ノウハウ等に関わり、入札参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものについては公表しない。

公表予定日：2019年2月中旬

(4) 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付及び回答公表

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見の受付は、次の手順により行う。

① 質問・意見の方法

質問・意見は、「実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書」（様式4）及び「実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書」（様式5）に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「質問・意見書」と記載すること。

なお、電子メール送信後、土曜・日曜・祝祭日を除く24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、速やかに送付先に連絡すること。

また、下記に示す受付期間に未着の場合は質問がなかったものとみなす。

② 受付期間

2018年12月19日（水）～2019年1月22日（火） 午後5時まで

③ 送付先

山形市教育委員会管理課

E-Mail : kyouiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

④ 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表

質問・意見に対する回答は市ホームページにて公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：2019年2月中旬

(5) 資料の閲覧

要求水準書の閲覧資料の閲覧は、次のとおりとする。閲覧を希望するものは、事前に閲覧場所に連絡すること。なお、閲覧申込みの受付は2018年12月19日（木）から開始する。

① 閲覧期間

2018年12月28日（金）～2019年7月頃（予定） 午前9時から12時、午後1時から5時まで

② 閲覧場所

山形市教育委員会管理課

電話：023-641-1212（内線606）

(6) 特定事業の選定・公表

市は、本事業がPFI法に基づく事業として実施すべき事業か否かを評価し、PFI法に基づく事業として実施することが適当であると判断した場合には、PFI法第7条に規定する特定事業の選定を行い、その結果を公表する。

(7) 入札公告

市は、入札公告、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）及び事業契約書（案）等（以下「入札説明書等」という。）を市ホームページにて公表する。

以降のスケジュールは、入札公告時に明らかにする。

### 3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

#### (1) 入札参加者の構成等

##### ① 入札参加者の構成

- ア 入札参加者は、本事業の設計に当たる者、建設に当たる者、工事監理に当たる者、維持管理に当たる者、その他業務に当たる者の複数の企業で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）とすること。
- イ 入札参加グループは、本事業を実施する特別目的会社（SPC）に出資する企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「構成員」という。）とSPCに出資しない企業でSPCから直接業務を請け負う者（以下「協力企業」という。構成員と協力企業を総称して以下「構成企業」という。）で構成すること。入札参加グループは、構成員のみとすることも可能とする。
- ウ 構成企業は、SPCから請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約の締結後速やかに市に通知すること。
- エ 構成企業には、山形市内に本社を有する者を3者以上入れること。
- オ 本事業は、地元企業のノウハウ蓄積や今後のPFI普及の意味から、山形市内に本社を有する者の積極的な参加を期待する。落札者の審査に当たっては、地域社会及び経済への貢献の度合いを考慮する。
- カ 電気設備工事及び機械設備工事業者については、山形市に本社を有する者をそれぞれ複数入れるよう配慮を求める。

##### ② 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が資格審査の申請及び入札手続きを行うこと。代表企業は、山形市内に本社を有する者であることが望ましい。

##### ③ 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げない。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※ 「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

##### ④ 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることができない。

## (2) 入札参加者の参加資格要件

### ① 入札参加者の参加資格要件（共通）

入札参加者の構成員及び協力企業は、次のいずれにも該当しない者とする。

- ア 市の定める指名停止等の措置基準に基づく指名停止の措置を受けている者。
- イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当する者。
- ウ 検討委員会の委員及び出席を求める学識経験者が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者。なお、実施方針公表日以降に、本事業に関わって、当該委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失うものとする。
- エ 市が本事業について、アドバイザー業務を委託した以下の者と資本面又は人事面において関連のある者。
  - ・株式会社建設技術研究所
  - ・株式会社学校文化施設研究所
  - ・シリウス総合法律事務所
  - ・永井公認会計士事務所
- オ 次のいずれかに該当する者。
  - (ア) 法人でない者。
  - (イ) 次のいずれかに該当する破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人。
    - (a) 旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条第 1 項若しくは第 2 項又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
    - (b) 民事再生法（平成 12 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
    - (c) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者。
    - (d) 旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
  - (ウ) 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人。
    - (a) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者。
    - (b) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者。
    - (c) 禁固以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む）に処せられ、その執

行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者。

- (d) 山形市暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員等（山形市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）
- (e) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記のいずれかに該当する者。
- (x) 暴力団員又は暴力団員等がその事業活動を支配する法人。
- (o) その者の親会社等が(i)から(x)までのいずれかに該当する法人。

## ② 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、工事監理、維持管理、その他の各業務に当たる者は、上記①の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

### ア 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、(ア)～(ウ)の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)～(ウ)の要件を満たし、他の者は(ア)(イ)を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 市の2019・2020年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。
- (ウ) 2004年4月1日以降に、延べ床面積4,000㎡以上の学校の校舎整備に係る新築又は改築（一部を除く）の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。

### イ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員とし、(ア)～(エ)の要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの1者は(ア)～(エ)の要件を満たし、他の者は(ア)(イ)を満たすこと。なお、(ア)～(エ)の要件を満たす構成員を1者含むことで、他の者は協力企業とすることも可能とする。

- (ア) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）建設業法第 15 条の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 市の 2019・2020 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。
- (ウ) 市の 2019・2020 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）に建築一式工事として登録されており、格付けが A 等級かつ総合点数が 860 点以上のものであること。
- (エ) 2004 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の学校校舎の工事を施工した実績を単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として有していること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

#### ウ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、(ア)～(ウ)の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務に当たる者が複数である場合は、そのうちの 1 者は(ア)～(ウ)の要件を満たし、他の者は(ア)(イ)を満たすこと。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 市の 2019・2020 年度競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）において、建築士事務所として登録されている者であること。
- (ウ) 2004 年 4 月 1 日以降に、延べ床面積 4,000 m<sup>2</sup>以上の学校の校舎整備に係る新築又は改築（一部を除く）の基本設計業務、実施設計業務又は工事監理業務を元請として受託し、かつ履行した実績を有していること。

#### エ 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、(ア)(イ)の要件を満たすこと。維持管理業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が(ア)(イ)を満たすこと。

- (ア) 維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要な資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。
- (イ) 市の 2019・2020 年競争入札参加資格名簿（物品・業務委託）に登録されている者であること。

#### オ その他業務に当たる者

ア～エの業務に当たらない者が参加する場合は、その他業務に当たる者として参加するものとする。その他業務に当たる者は、構成員又は協力企業とし、(ア)(イ)の要件を満たすこと。

(ア) 業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

(イ) 市の 2019・2020 年競争入札参加資格名簿（登録分野は問わない）に登録されている者であること。

### (3) 市の入札参加資格を有さない者の参加

2019・2020 年度競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で、新たに登録を希望する者は、入札参加資格審査の受付までに登録を行うこと。

### (4) 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は資格審査受付日とする。

### (5) 参加資格の喪失

① 参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加グループの構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加グループは入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、資格・能力等の面で支障がないと市が判断した場合には、当該入札参加グループは入札に参加できるものとする。

② 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加グループの構成員又は協力企業のいずれかが入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加グループを落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、市が入札参加資格の確認及び設立予定の S P C の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加グループの入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。

③ 落札者決定日の翌日から契約締結日までの間、落札者の構成員又は協力企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表企業以外の構成員又は協力企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該構成員又は協力企業を変更した上で、市が入札参加資格の確認及び設立予定の S P C の事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と事業契約を締結する。

## 4 提案書類の取扱い

### (1) 著作権

本事業に関する提出書類の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、本事業において公

表等市が必要と認めるときには、市は提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

なお、審査後、契約に至らなかった入札参加者の提出書類は返却するものとする。

## (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うものとする。

## 5 特別目的会社（SPC）との契約手続き

### (1) 契約手続き

市は落札者との間で、本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。基本協定に従い、落札者は特定事業仮契約締結までに本事業を実施するSPCを設立し、市はSPCと事業契約を締結する。

### (2) 特別目的会社（SPC）の設立等の要件

落札者は、本事業を実施するため、特定事業仮契約の締結前までに、会社法に定める株式会社としてSPCを市内に設立すること。

なお、入札参加グループの構成員は、SPCに対して必ず出資するものとし、構成員によるSPCへの出資比率が50%を超えるものとする。代表企業の出資比率は出資者中最大とすること。

また、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1 基本的考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指すものとする。

#### 2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として別紙1「リスク分担表（案）」に定めるものとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に明らかにする。

#### 3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

市は、事業者が事業契約等で規定された業務を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準を達成しているか否か及び事業者の財務状況の把握等を目的にモニタリングを行う。事業者は、市からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

##### (1) 設計・建設段階

市は、事業者が実施する設計業務及び建設業務が市の定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

##### (2) 施設引渡し段階

市は、建設工事の完成時に事業者から施設の譲渡を受けるに当たり、事業者により建設された施設等が契約に定める性能基準を満たしているか完成検査を行う。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

##### (3) 維持管理段階

市は、事業者の実施する維持管理業務について、定期的に確認を行う。また、事業者の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

##### (4) モニタリングの費用負担

モニタリングに係る費用は、市に生じるものは市の負担とし、事業者の書類作成等に係る費用は事業者の負担とする。

##### (5) モニタリングの結果に対する対応

市によるモニタリングの結果、事業者が実施する業務が市の要求水準を満たしていないと判明した場合は、市は事業者に業務内容の速やかな改善を求めると共に、業務の未達成の度合いに応じてサービス購入料の減額等を行う。事業者は市の改善要求に対し、自らの費用負担により、改善措置を講ずるものとする。

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札公告時に明らかにする。

#### 4 事業終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

事業者は、事業契約期間満了後に市が本施設について継続的に維持管理業務を行うことができるように、事業契約期間満了日の約2年前から本施設の維持管理業務に係る必要事項や操作要領、申し送り事項その他の関係資料を市に提供する等、事業の引継に必要な協議・協力を行うこと（事業契約期間満了以外の事由による事業終了時の対応については、事業契約書において示す。）。

ただし、経済合理性を考慮し、事業終了後の当該施設の維持管理業務について、必要に応じ事業者と協議する場合がある。

#### 第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

##### 1 基本条件

新たな南沼原小学校の敷地となる事業用地の基本条件は、次のとおりである。

なお、事業用地（敷地面積 21,520 m<sup>2</sup>）のうち、西側半分はグラウンドが整備済みであり（用地面積 10,873 m<sup>2</sup>。以下「既設グラウンド用地」という。）、本施設の建設予定地は、事業用地の東側半分（用地面積 10,647 m<sup>2</sup>）である。

住所	山形県山形市飯沢 65 番 1 他
敷地面積	21,520 m <sup>2</sup> 建設予定地：10,647 m <sup>2</sup> 既設グラウンド用地：10,873 m <sup>2</sup> （整備済み）
用途地域	市街化調整区域
容積率	200%
建ぺい率	70%
高さ制限	なし
斜線制限（前面道路）	1.5 L
斜線制限（隣地）	31m + 2.5 L
斜線制限（北側）	なし
防火地域	指定なし
その他	なし
日影規制	なし
接道	南側道路：主要地方道山形白鷹線（幅員約 30m）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設予定地に隣接するグラウンドは、整備済みであり、授業等で利用されている（本事業の工事期間中も継続して利用する予定であるため、市と協議すること）。</li> <li>・ 建設予定地内には、南沼原小学校の仮設駐車場が整備されており、教職員及びグラウンド利用者用駐車場として利用されている（本事業の工事期間中は閉鎖予定であるが、建設予定地内に駐車スペースの確保が必要であるため、市と協議すること）。</li> <li>・ 敷地北側には、農業用水路が流れている。</li> <li>・ 敷地北側及び西側は、農地に面している。</li> <li>・ 敷地東側は、最上川中流土地改良区所有農道（幅員約 4 m）に面している（車両通行不可（工事車両含む））。</li> <li>・ 南側道路は、右折 IN/OUT ができない道路構造となっている。</li> <li>・ 建設予定地は市街化調整区域のため、都市計画法第 43 条第 3 項に基づく建築許可の協議成立の対象となることを想定している。</li> <li>・ 建設予定地は、土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」には指定されていない。また、文化財保護法の「埋蔵文化財包蔵地」には指定されていない。</li> </ul>

## 2 整備施設概要

市では、「さんさんプラン（33人学級）」を基本としており、新校舎等の完成時（2022年度を予定）の学級数は36学級（普通学級：31学級、特別支援学級：5学級）になると推計している。

これを踏まえ、本事業で整備する施設規模・内容は、以下のとおりとすることを予定している。

施設名	内容
校舎	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 8,600 m<sup>2</sup>を上限とする。</li> <li>必要諸室については要求水準書資料8「諸室の仕様」を参照。</li> <li>地域開放対象は、第1音楽室、屋内運動場、グラウンドとする。</li> </ul>
屋内運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 1,600 m<sup>2</sup>を上限とする。</li> <li>アリーナ（ステージ・放送室）、器具庫（2箇所）、軽運動室、ミーティングルーム、玄関、トイレを設置。</li> <li>地域開放及び避難所としての利用を予定。</li> </ul>
プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>水面積 600 m<sup>2</sup>程度（2槽、うち1槽は低学年用2コース含む）。</li> <li>更衣室等を設置。</li> </ul>
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 170 m<sup>2</sup>。</li> <li>専用の玄関を設け、居室2室（事務スペース、静養スペースを含む）、台所で構成。</li> <li>校舎棟または屋内運動場棟と合築。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>教職員及び来客用の必要台数として83台を確保。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>駐輪場（10台程度）、倉庫。</li> <li>停電対応型太陽光発電50kWと蓄電池15kWhを設置。なお、余剰電力は、系統連携により市が売電することを想定している。</li> <li>建設予定地は景観計画区域のため、建設する施設については、景観法第16条に基づく届出等の対象となる。</li> </ul>

## 3 南沼原小学校の現校舎等の概要

### ■既存小学校敷地の概要

住所	山形県山形市富の中一丁目1番4号
敷地面積	20,269 m <sup>2</sup>
接道	北側道路：市道南館20号線（幅員約6m） 西側道路：市道南館19号線（幅員約6m）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地の南側、西側は、住宅地に面している。</li> <li>敷地北側、西側は市道と接し、東側、南側は通路を介して市道と接している。</li> <li>現小学校敷地は、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」及び「形質変更時要届出区域」には指定されていない。また、文化財保護法の「埋蔵文化財包蔵地」には指定されていない。</li> </ul>

■校舎等

施設名	内容	延床面積	構造等	建築年次
①校舎	普通教室等(普通教室30、特別支援教室5)、特別教室、管理諸室等	6,658 m <sup>2</sup>	RC造3階建他	1971年、1976年、1978年、1980年他
②屋内運動場		1,033 m <sup>2</sup>	S造1階建	1976年

■屋外運動施設

施設名	面積(m <sup>2</sup> )	建築年次	備考
③グラウンド	9,460 m <sup>2</sup>	—	
④第1プール	25m×16m	1983年	
⑤第2プール	25m×10m	1991年	

## 第5 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 基本的な考え方

事業契約等又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合は、事業契約に規定する具体的措置に従うものとする。

### 2 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、山形地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## 第6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

### 1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

事業者が実施する業務が事業契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求める。

### 2 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する事由ごとに、責任の所在による改善等の対応方法に従う。

### 3 金融機関（融資団）と市の協議

市は、本事業の安定的な継続を確保するため、一定の重要事項について、事業者に資金を融資する金融機関等の融資団と協議を行い、以下の事項を含む直接協定を締結することがある。

- ① 金融機関等の融資団が自身の保有する事業者に対する債権回収・保全の状態及び事業者の財務状況に関する情報を市に報告する義務
- ② 債務不履行事由その他事業契約の解除・終了事由を市が認識した場合に市が金融機関等の融資団に通知する義務
- ③ 事業契約の解除・終了事由が発生した場合に市と金融機関等の融資団が対応を協議する義務

## 第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

### 1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

### 2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努めるものとする。

### 3 その他の支援に関する事項

市は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## 第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### 1 議会の議決

市は債務負担行為の設定に関する議決について、2019年3月定例会に、事業契約に関する議決については、2019年12月定例会に提出する予定である。

### 2 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

### 3 問合せ先

山形市教育委員会管理課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話：023-641-1212（内線606）

FAX：023-641-2531

E-Mail：kyouiku@city.yamagata-yamagata.lg.jp

山形市ホームページ [www.city.yamagata-yamagata.lg.jp](http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp)

## 別紙1 リスク分担表（案）

本リスク分担表（案）は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。なお、事業契約書（案）と重複する箇所については事業契約書（案）の規定が優先する。

負担者：○主分担、△従分担

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	募集要項の誤り	募集要項、公募資料の誤りや不備	○	
	応募コスト	応募に係るコストの負担		○
	事業内容の変更	事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
	法令の変更	本事業に直接関係する法令の変更（許認可等の新設・変更等を含む。）	○	
		上記以外の法令の変更		○
	税制度の変更	消費税の変更	○	
		事業者の利益に課せられる税制度の変更（例：法人税率の変更）、新設		○
	許認可 ※制度変更は法制度リスクを含む。	事業者が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効		○
		上記のうち、市が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの	○	
		市が取得すべき許認可の未取得・取得遅延・失効	○	
	公的支援制度 ※制度廃止や条件変更等は法制度リスクを含む	市が獲得すべき公的支援制度の獲得不可又は条件変更	○	
		上記のうち、事業者が担う役割（資料提供等）の不履行に起因するもの		○
	住民対応	事業者が行う業務に起因するもの		○
		本事業の実施に係る周辺住民等の反対運動、要望等によるもの	○	
	第三者への損害	事業者が行う業務に起因するもの		○
		市が行う業務に起因するもの	○	
	事業の中止・延期	事業方針の変更等、市の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延によるもの	○	
		経営悪化等による事業者の倒産等、事業者の責に帰すべき事由による事業の中止・遅延によるもの		○
		PFI 契約に関する議会承認が得られない場合の契約締結の遅延、締結不能によるもの	○	○
		法令変更等、両者の事由によらない事業の中止・遅延によるもの	○	○
	物価変動	設計・建設期間中の物価変動	○	△
		維持管理期間中の物価変動	○	△
	資金調達	必要投資額の調達に関すること		○
金利変動	基準金利確定日以前の金利変動	○		
	基準金利確定日以降の金利変動		○	
要求水準書の変更	市の責による要求水準変更によるもの	○		
	事業者の責による要求水準変更によるもの		○	

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			市	事業者
共通	債務不履行	市の債務不履行による事業中断・中止	○	
		事業者の債務不履行による事業中断・中止		○
	不可抗力	戦争・暴動・天災等による損害、事業の中止	○	△
	環境問題	調査、設計、建設、維持管理における騒音、振動、地盤沈下、有害物質の排出、漏洩等、環境保全に関する対応		○
	瑕疵担保	瑕疵担保期間内に発見された施設の瑕疵によるもの		○
設計・建設	用地の確保	計画用地の確保に起因するもの	○	
	用地の瑕疵	調査資料等で予見できることに関するもの		○
		計画用地の土壌汚染、埋蔵文化財、計画用地中の障害物に起因するもの（調査資料等で予見できるものを除く）	○	
	測量・調査	市が実施した測量・調査に起因するもの	○	
		事業者が実施した測量・調査に起因するもの		○
	設計の変更・不備	市の指示又は市の事由による設計変更、不備によるもの	○	
		事業者の設計に係る瑕疵による費用の増大、工期の遅延などによるもの		○
	工事遅延・未完工	事業者の事由による工事遅延・未完工による供用開始の遅延		○
		市の事由による工事遅延による供用開始の遅延	○	
	工事費増大	提示条件の誤りや市の指示による工事費の増大	○	
		事業者の見積もりの誤りや下請け・雇用者の不正行為など事業者の事由による工事費の増大		○
	引渡前施設損害	市の事由による施設の損害	○	
		事業者の事由による施設の損害		○
上記以外の第三者等の事由による施設の損害		○	△	
一般的損害	設備・原材料の盗難、事故による第三者への賠償等に関するもの		○	
引渡し手続き	施設の引渡しの手続きに伴う諸費用に関するもの		○	
維持管理	施設損傷	事業者の責による施設の損傷		○
		児童・教職員等の責による施設の損傷	○	
	維持管理費の上昇	事業者の事由による維持管理費用の増大		○
		本市の指示による維持管理業務の変更等に起因する維持管理費用の増大	○	
	施設劣化	事業者の責（適切な維持管理業務を怠ったこと等）による施設の劣化に関するもの		○
上記以外の事由によるもの		○		
施設譲渡	本市に施設・設備を譲渡する際に、各種サービスが継続可能な状態にするための費用		○	
事業終了	移管手続き	事業者の責に帰すべき事由による契約終了時の移管手続き、業務引継及び事業者側の清算手続きに要する費用の増大		○
		上記以外の事由による契約終了時の移管手続き、業務引継及び事業者側の清算手続きに要する費用の増大	○	

別紙2 事業用地位置図

山形市立南沼原小学校校舎等改築事業  
事業用地位置図



地図データ：Google、ZENRIN

様式1 実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会・現地説明会参加申込書

山形市教育委員会管理課 行き

年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する説明会・現地説明会  
参加申込書

会社名	
所在地	
部署名	
担当者名	
電話	
F A X	
E-mail	
説明会参加者名 (最大2名)	
現地説明会参加者名 (最大2名)	

※スリッパ及び下足袋をご準備ください。

※駐車台数に限りがございますので、各社乗り合わせにご協力ください。

**説明会参加者名簿の公表について**

説明会参加者の社名を市ホームページに公表する予定です。社名公表の可否をご回答ください。  
(選択肢に○をつける、望まない選択肢を削除する、等でお知らせください。)

社名公表	公表を可とする	公表を不可とする
------	---------	----------

※ 参加者名簿については、事業機会の創出のため公表するものです。

※ 実施方針及び要求水準書（案）は各自持参してください。当日の配付はありません。

様式2 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話参加申込書

山形市教育委員会管理課 行き

年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話  
参加申込書

個別対話参加者

会社名	商号又は名称	
	所在地	
担当者	所属・役職	
	氏名	
	電話	
	E-mail	
参加者	所属・役職	
	氏名	
	所属・役職	
	氏名	
	所属・役職	
	氏名	

※ Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

※ 記入欄が足りない場合は、追加してください。

### 様式3 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話意見書

山形市教育委員会管理課 行き

年 月 日

#### 実施方針及び要求水準書（案）に関する個別対話 意見書

「山形市立南沼原小学校校舎等改築事業」に関する個別対話について、希望する意見は次のとおりです。

会社名	
提出意見数	

No.	議題	該当箇所 (頁・項目)	確認したい内容	趣旨・理由	公表 の 可否
1					
2					
3					
4					
5					

- ※ Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。
- ※ 記入欄が足りない場合は、追加してください。
- ※ 個別対話を希望する議題のうち、優先度の高いものから「No.」の上から順に記載してください。議題の記載のない事項、技術・ノウハウに該当しない事項については対話の対象としません。
- ※ 「該当箇所」の欄は、実施方針から該当する部分を記載してください。
- ※ 「公表の可否」の欄について、事業者の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するものと判断する事項について、非公表を求めることができます。「公表の可否」欄に、「可」又は「否」のいずれかを記載してください。なお、対話実施の結果を踏まえて、実施方針の変更等が生じる場合は、市は、その内容について参加者と協議のうえ、公表することができるものとします。

様式4 実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する質問書

「山形市立南沼原小学校校舎等改築事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり質問がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	
提出質問数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問の内容
1								
2								
...								
(例)	実施方針	1	第1	1	(1)	①	事業名称	

※ Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。

様式5 実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書

年 月 日

実施方針及び要求水準書（案）に関する意見・提案書

「山形市立南沼原小学校校舎等改築事業」に関する実施方針及び要求水準書（案）について、次のとおり意見・提案等がありますので提出します。

提出者	会社名	
	所在地	
	部署名	
	担当者名	
	電話	
	F A X	
	E-mail	
提出意見・提案数		

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	意見・提案等の内容
1								
2								
...								
(例)	実施方針	1	第1	1	(1)	①	事業名称	

※ Microsoft 社製 Excel (Windows 版) のファイル形式で提出してください。